

平成22年7月9日



製品安全センター

独立行政法人製品評価技術基盤機構と株式会社ビックカメラとの 製品安全活動の協力に関する協定の締結のお知らせ

この度、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）（東京都渋谷区、理事長 安井 至）は、株式会社ビックカメラ（本社 東京都豊島区、代表取締役社長 宮嶋 宏幸）と製品安全活動の協力に関する協定を締結することとなりましたので、お知らせいたします。

【NITEの製品安全活動における外部組織による協力の意義について】

1. 協力の意義

NITE製品安全センターは、製品事故の情報を集め、原因を究明し、その結果に基づいて、製品安全4法の技術基準の改正案を作成すること、事故情報を広く提供すること等によって、製品事故の未然・再発防止を図っています。

製品事故の未然・再発防止をさらに充実し、くらしの安全・安心を実現するためには、事故に至らないヒヤリハット情報に基づく製品のリスク分析など、製品安全に関わる情報をより広く集めて分析し、より早く、より多くの消費者にお届けすることが重要です。

従来、NITEは、製造・輸入事業者の情報提供を求める他、消費生活センター、消防、警察等と連携してきましたが、販売事業者や病院などにも製品安全に関わる情報（ヒヤリハット情報等）を保有したり、顧客情報等に基づきダイレクトメール等によって自社の顧客に直接情報を提供する仕組みを構築している企業や組織があります。このような企業や組織と製品安全に関わる協力関係を構築することにより、これまで以上に広範な製品事故情報の収集、消費者へのリコール情報提供、誤使用防止啓発等の活動を迅速、かつ、効率的に行うことは、大変、有意義です。

2. (株)ビックカメラとの協力関係について

(株)ビックカメラは、「お客様第一主義の実践」を掲げ、「製品安全自主行動指針」を定めて、ポイントカード情報を基に重要な不具合情報を顧客に郵送し、その情報が未着の顧客に対しては、POS レジで来店を確認して直接店頭で手渡しするなど、製品事故の再発防止に積極的に取り組んでいます。また、取引先に対しては、事故情報をNITEに提供することを取引条件として求めています。同社は、顧客にリコール情報を積極的に提供す

るなどの取り組みにより、経済産業省の第1回製品安全対策優良企業表彰（平成19年度）において、「大企業小売販売事業者部門」の金賞を受賞しました。

（株）ビックカメラの取扱い製品の安全確保のための取組は、製品事故の未然・再発防止のために製品安全業務に取り組むN I T E製品安全センターの事業目的と合致し、（株）ビックカメラが、顧客にN I T E製品安全情報を提供できる体制と顧客から寄せられる故障などのヒヤリハット情報を収集できる体制を有していることから、双方が協力することで、製品安全のための取り組みを強化することとしたものです。

3. 協力の内容

協力の具体的な内容は、以下のとおりです。

- (1) 製品事故情報収集等に関する協力
- (2) 製品安全への取組み体制強化に向けた協力
- (3) 啓発活動に関する協力
- (4) 人材育成等に関する協力
- (5) 成果の共有
- (6) その他

【製品安全活動の協力の展開について】

1. 協力協定を結ぶことにより期待される効果

N I T Eは、協力先と継続的に協力関係を維持し、情報交換を確実に行うため、必要な場合、協力先との合意に基づいて協力協定を締結します。

（株）ビックカメラとの協力協定の締結により、同社の顧客等から得られる製品事故の情報が通知者の了解の下、確実に、かつ継続的にN I T Eに提供されるようになります。これまで、N I T Eに通知されていない製品事故の情報収集が期待され、顧客から（株）ビックカメラに寄せられるクレームや故障などの情報から、製品事故のリスクなどを抽出することによって製品事故の未然防止対策に活用することが可能となります。

また、N I T Eが持つリコール情報や誤使用防止のための注意喚起情報などを（株）ビックカメラから顧客に直接提供することにより、消費者が必要とする安全情報を迅速、確実にお届けすることが可能となります。

2. 協力先の拡大

N I T Eは、今後、製品安全センター関係業務の協力先を広く求め、広範囲の消費者等にN I T Eの情報を提供できる体制、並びに広範囲の事故情報を収集できる体制を有している企業や組織と同様の協力関係の構築を呼びかけ、協力関係の輪を広げることによって、製品事故の未然・再発防止を強化して参ります。

以上